

就職氷河期世代活躍支援都道府県プラットフォーム設置要領（モデル都道府県）

1 趣旨

「厚生労働省就職氷河期世代活躍支援プラン」（令和元年5月29日とりまとめ。以下「支援プラン」という。）に基づき、都道府県ごとに関係機関を構成員として、都道府県内の就職氷河期世代の活躍支援策のとりまとめ、進捗管理等を統括する「就職氷河期世代活躍支援都道府県プラットフォーム」（以下「都道府県PF」という。）を設置することとする。

都道府県PFの形成には、労働局と都道府県との間での緊密な連携が必要となることから、モデル実施県は、全国実施に先行し、モデルとなる取組事例を全国に展開することを目的とする。

2 構成員

都道府県PFの構成員については、労働局、都道府県、（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構（以下「機構」という。）、経済団体、労働団体の参画を必須とする。

県内の市町村全体を代表できる者、業界団体、社会福祉関係団体、金融機関等関係者の参画については任意とするが、幅広い委員構成とすることが望ましい。

なお、個別の市町村（※）については、必要に応じて参画を求めることとする。

（※）「就職氷河期世代活躍支援市町村プラットフォーム（以下「市町村PF」という。別添1「プラットフォームの考え方」P. 4参照）を運営する事務局を所管する部局を想定。

3 各構成員の役割

上記2に記載の各構成員の役割は下記のとおりとする。

（1）行政側

①都道府県労働局

- ・ 都道府県PFとりまとめ事務局（主担当）
- ・ 事業実施計画の策定とりまとめ（主担当）
- ・ 実施事業の進捗管理（主担当）
- ・ 各種支援策の周知、広報

②都道府県（労働関係部局）

- ・ 都道府県PFとりまとめ事務局（副担当）
- ・ 事業実施計画の策定とりまとめ（副担当）

- ・実施事業の進捗管理（副担当）
- ・市町村ＰＦとの連絡調整
- ・各種支援策の周知、広報

③都道府県（福祉関係部局）

- ・市町村ＰＦとの連絡調整
- ・社会参加に向けた支援を必要とする者の実態やニーズの把握の検討
- ・市町村ＰＦの好事例の把握と展開
- ・各種支援策の周知、広報

④就労支援機関（ハローワーク、機構、県の就労支援施設等）

- ・専門窓口・専門チームによる就職支援
- ・企業説明会・面接会の開催
- ・企業に対する処遇改善の働きかけ、専門求人確保
- ・職業訓練の充実
- ・都道府県ＰＦとりまとめ事務局への政策提案
- ・各種支援策の周知、広報

(2) 経済団体、労働団体等

- ・就職氷河期世代を対象とした求人募集・処遇改善等の企業への働きかけ
- ・イベント等で就職氷河期世代の積極採用、正社員化、行政支援策等の周知
- ・都道府県ＰＦとりまとめ事務局への政策提案

※ 上記の各主体の役割はあくまで例示であり、都道府県ＰＦとりまとめ事務局（主担当、副担当）を都道府県労働局、都道府県（労働関係部局、福祉関係部局、その他部局）のいずれが担うかも含め、各主体の役割を限定するものではない。

4 都道府県ＰＦにおける取組事項

都道府県ＰＦにおいては、次の事項について協議を行い、各構成員における取組を促進することとする。

(i 取組事項)

(1) 支援対象者の把握

地域ごとに支援の対象となる以下の3種類の者に係る実態や支援ニーズの把握について、その手法等を検討する。なお、①、②の対象者数については、別添2「都道府県別・就職氷河期活躍支援プログラム 対象者数推計表」の推計を参考にされたい。

①不安定な就労状態にある者

- ・正規雇用を希望していながら非正規雇用で働いている者

- ・前職が非正規雇用で、正規雇用を希望する完全失業者
- ②長期にわたり無業の状態にある者
 - ・非労働力人口のうち、家事も通学もしておらず、就業を希望している者
- ③社会参加に向けた支援を必要とする者（ひきこもり等）
 - ・ひきこもりの状態にある者、生活困窮に陥っている者など、就労支援だけでなく、福祉的な支援を必要としている者（※）
 - （※）社会参加に向けた支援を必要とする者の実態やニーズの把握については、その手法を検討するとともに、必要に応じ、都道府県と市町村が連携し、それぞれの地域の事情に応じて、役割分担をした上で行う。

（２）都道府県ごとのK P I（重要業績評価指標）の設定及び事業実施計画の策定

- ①都道府県ごとのK P Iは、適切なものを検討の上設定する。
- ②K P Iを達成するため、事業実施計画を策定する。
 - （注１）令和元年度は数値目標を示さないが可能な範囲で目標数を設定すること。
 - （注２）追って、「事業実施計画の具体的な記載内容等の参考例」及び「地域ごとの目標設定のための参考値」をお示しする予定である旨申し添える。
- ③計画に基づく実施事業の進捗管理を行う。

※ 支援プランは、就職の実現だけではなく、多様な社会参加の実現も目指すものであり、都道府県は、「（１）支援対象者の把握」に示す３類型のうち、福祉的な支援を必要としている者については、個々人の状況によっては息の長い継続的な支援を行う必要があることに留意しながら、市町村P Fの取組を支援していく。

（３）機運醸成及び行政支援策の周知

不安定な就労状態等にある就職氷河期世代の活躍を支援できるよう都道府県内の機運を醸成し、各界が一体となって、積極的な採用・処遇改善や社会参加への支援に結びつくような環境を作る。

また、就職氷河期世代本人及びその家族等に対して各種支援策の周知を図ること。

（注）本格的な支援は令和２年度からの実施であるため、モデル実施県

においては、現時点で対応できる支援策を可能な範囲で周知する。

(4) 市町村 P F との連携

都道府県は、各市町村 P F の事務局を所管する部局と連絡調整を図り、市町村 P F との情報共有と広域的課題の対応を行う。例えば、

- ・都道府県レベルの経済団体への対応依頼（福祉からの受け入れ先の開拓、雇用にあたって必要な配慮等）
- ・経済団体、他の市町村等とのつながり作りの支援
- ・都道府県を越えた自治体間の広域的な取組の支援

等の要請に対応するとともに、市町村 P F の好事例の周知等、必要な情報提供を行う。

(ii) 都道府県 P F の会議運営について

上記の協議を行うため、原則年 2 回以上協議の場を設けることとするが、この他必要に応じて開催することもできるものとする。

また、都道府県 P F の構成員と同様の者で構成される会議がある場合は、当該会議と連続して開催するなど、効率的な運営を図ることが考えられる。

(注) モデル実施県においては、本年度は第 1 回を 10 月頃、第 2 回を 1 月頃に開催。

5 秘密の保持

都道府県 P F の構成員及び協議の場に参加した者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

プラットフォームの考え方

- 就職氷河期世代（※）の方々への支援として、**政府でとりまとめた3年間の集中プログラムに沿って**、厚生労働省においては、「**厚生労働省就職氷河期世代活躍支援プラン**」に基づき、**各種施策を積極的に展開**していく。

（取組の基本的な方針）

- 地域ごとのプラットフォームにおいて支援対象者の状況を把握し、地域一体となった取組を推進
- 民間の活力を最大限に活用し、取組の成果を最大化
- 支援が必要なすべての方に対し、個別の状況に応じたきめ細やかな支援が届く体制を構築

就職・正社員化の実現
多様な社会参加の実現

※ 概ね1993（平成5）年～2004（平成16）年に学校卒業期を迎えた世代を指す。2019年4月現在、大卒で概ね37～48歳、高卒で概ね33歳～44歳に至る。

I 主な支援対象

- ◆ 不安定な就労状態にある方（不本意ながら非正規雇用で働く方）（約50万人程度（35～44歳））
- ◆ 長期にわたり無業の状態にある方（就業希望はあるが、「希望する仕事がありそうにない」などの理由で、就職活動に至っていない方等）
- ◆ 社会とのつながりをつくり、社会参加に向けたより丁寧な支援を必要とする方（ひきこもりの方など）

II 主な取組の方向性

- 地域ごとのプラットフォームの形成・活用
 - 都道府県レベルのプラットフォーム（経済団体、労働局等）により各界一体となった取組を推進
 - 市町村レベルのプラットフォーム（自立相談支援機関、地域若者サポートステーション、ハローワーク、経済団体、ひきこもり地域支援センター、ひきこもり家族会等）により、地域資源、ニーズの把握、適切な支援へつなぐ等の取組を推進
- 就職氷河期世代、一人ひとりにつながる積極的な広報
- 対象者の個別の状況に応じたきめ細やかな各種事業の展開（関連施策：短時間労働者等への社会保険の適用拡大）

◆ 不安定な就労状態にある方

- 民間事業者のノウハウを活かした正社員就職につなげる成果連動型事業
- ハローワークに専門窓口を設置、担当者によるチーム支援を実施
- 短期間で取得でき、安定就労に有効な資格等の習得を支援
- 働きながらでも無料で受講可能な訓練の提供
- 助成金等による企業の取組支援

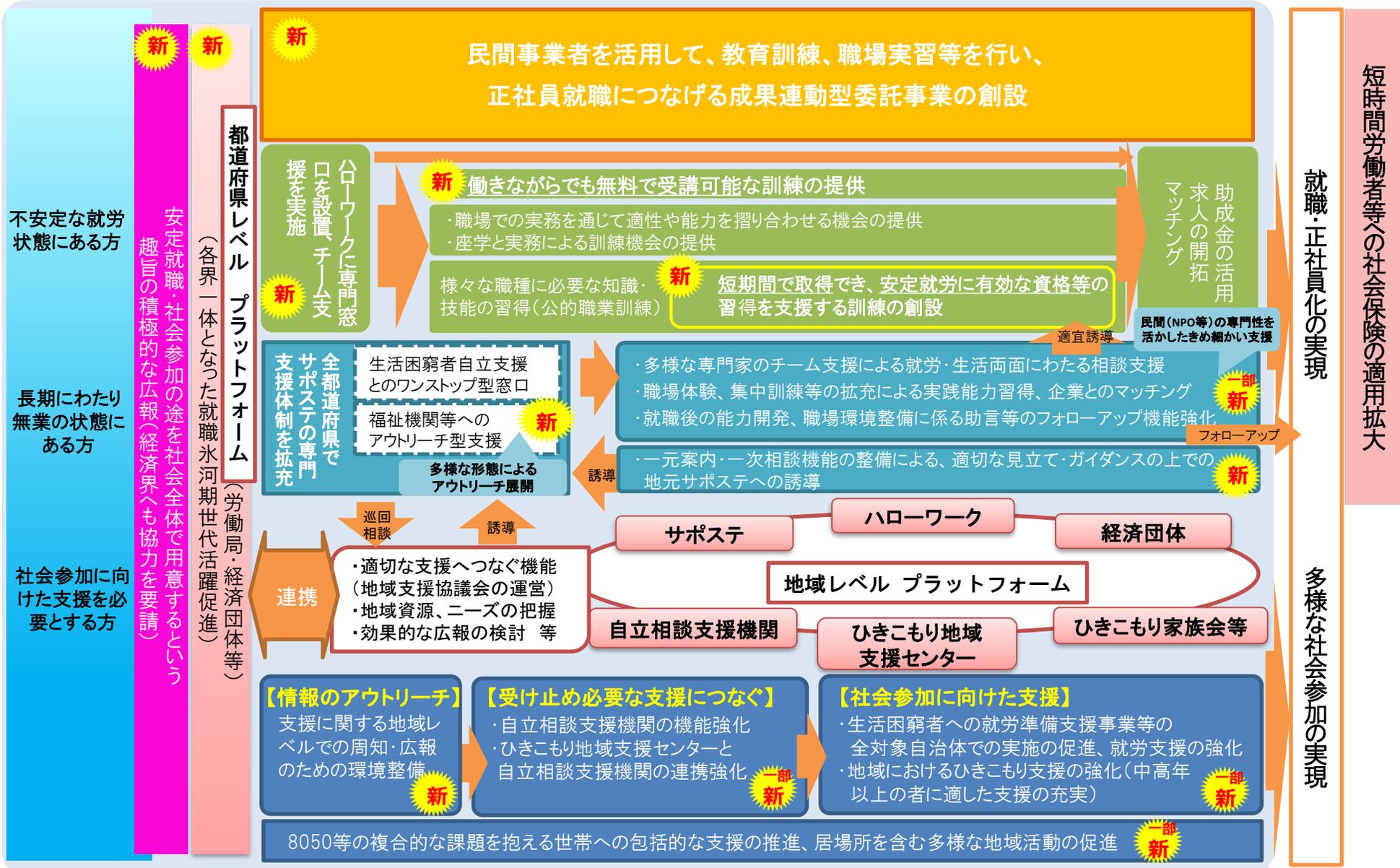
◆ 長期にわたり無業の状態にある方

- 地域若者サポートステーションにおいて以下の取組を実施
 - ① 生活困窮者自立支援とのワンストップ支援
 - ② 地域レベルでの潜在的な要支援者把握のためのアウトリーチ展開
 - ③ 全国レベルでの一元的案内・相談機能の整備

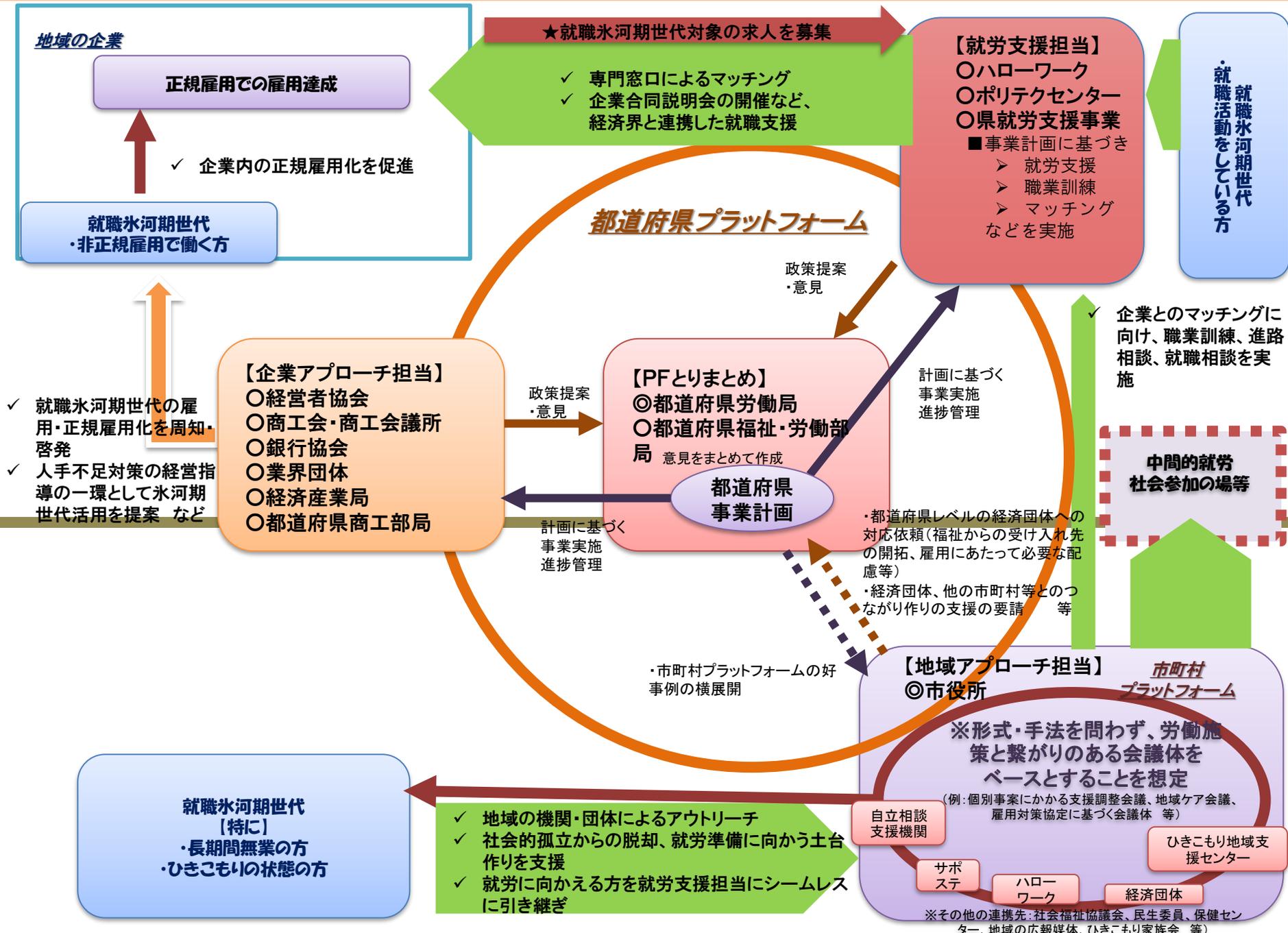
◆ 社会参加に向けた支援を必要とする方

- 身近な地域レベルでの周知・広報のための環境整備
- 生活困窮者自立相談支援事業及び就労準備支援事業の強化
- 中高年者へのひきこもり支援充実
- 8050等の複合課題に対応できる包括的支援や居場所を含む多様な地域活動の推進

厚生労働省就職氷河期世代活躍支援プラン（全体像）

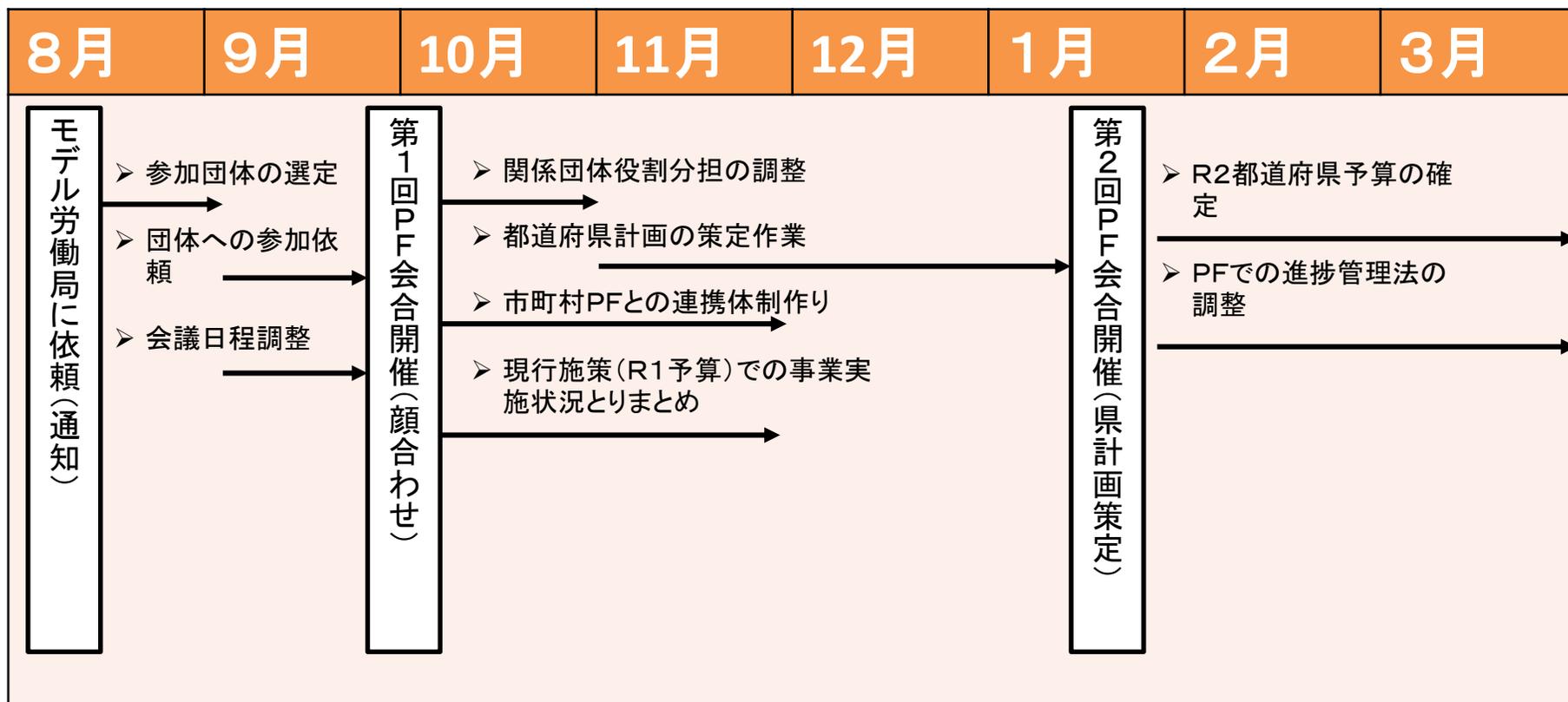


都道府県プラットフォームによる支援のイメージ図



都道府県フラットフォーム モデル事業のスケジュールイメージ

- 9月下旬～10月上旬の第1回PF会合開催を目指す。
- 厚労省から、9月中を目途に、都道府県計画のひな形・雇用目標の都道府県分担をモデル県に示す
- 年明けをめどに都道府県計画を策定し、次年度の事業実施に備える。その際、今年度の各県での施策状況を踏まえたものとする。



1. 基本的な考え方

- ▶ 市町村レベルでは、個別ケースの具体的な支援プランの作成のために関係者が集う会議体（支援調整会議）等が開催されており、こうした**既存の会議体等を十分に活用**する。

※ 既存の会議体等の在り方は各自治体で、その必要性に応じ、構成メンバー、開催頻度等において様々な形態があり、特定の会議体をベースにすることを前提とする事や、機械的な運用ルールを定めることは、設置そのものが目的化し、会議体等が機能しない自体を招く恐れがあることに留意。ただし、自治体における円滑な実施を支援する観点から、一定の考え方や、目安となる基本的な構成メンバー等は示す必要がある。

※ 核となる適当な既存の会議体等が無い場合などは、必要に応じて新しい会議体等を構築する。

- ▶ 市町村プラットフォームの役割は、以下のようなものが考えられる。
 - ① **既存の会議体等の役割を念頭に、様々な関係機関のネットワークを活用して、個別ケースの具体的な支援プランの作成等に関して情報共有や、当該地域における対応方針の検討等を行う場としての機能を持つこと**
 - ② **上記機能を高めるため、都道府県プラットフォームに対し、都道府県プラットフォームがつながりを持つ経済団体やハローワーク、サポステ等との関係構築のためのつなぎ、都道府県内の他の市町村等の事例の共有、つながり作りの支援等の要請を求めること**

2.実施要件

(1) プラットフォームの運営を通じたネットワークの構築について

- 以下の主体とのネットワーク（※）が構築できるようにプラットフォームを運営すること（令和元年5月29日「厚生労働省就職氷河期支援プラン」参照）。その他必要と考えられる主体ともネットワークが構築できるように努めること。

（※）各機関担当者が相互に適時に連絡・情報共有を図ることの出来る関係性をいう。

- ・ 自立相談支援機関、就労準備支援機関
- ・ 地域若者サポートステーション
- ・ ハローワーク
- ・ 障害者就業・生活支援センター
- ・ 経済団体、地元の中小企業
- ・ ひきこもり地域支援センター
- ・ ひきこもり家族会、当事者会
- ・ 社会福祉協議会
- ・ 民生委員
- ・ 保健所・保健センター
- ・ 地域の広報媒体

(2) 実施方法について

- 市町村プラットフォームの運営手法については指定しないこととするが、必ずしも全ての主体を集めて会議する必要はなく、各機関担当者が相互に適時に連絡・情報共有を図ることの出来る関係性を築くこと。
- 市町村プラットフォーム設置に当たっては、都道府県プラットフォームとの連絡調整等を円滑にする観点から、市町村において市町村プラットフォームを運営する事務局（担当部局）を定めること。
- 運営にあたっては、市町村レベルの既存の会議体（支援会議、個別事案に係る支援調整会議、地域ケア会議等）において築かれたネットワークを活用して差し支えないこと。
 - ※ 核となる適当な既存の会議体等が無い場合などは、必要に応じて新しいネットワークを構築すること。
 - ※ 圏域としては市レベルを基本とし、町村については既存会議体の在り方を踏まえて柔軟に対応すること。

(3) 都道府県プラットフォームとの連携について

- 市町村プラットフォームの事務局は、都道府県プラットフォームを主催する労働局の担当者及び市町村事業を統括する都道府県福祉部局の担当者と適時に連絡・情報共有を図ることの出来る関係性を築くこと。

(参考) 厚生労働省就職氷河期世代活躍支援プラン (令和元年5月29日2040年を展望した社会保障・働き方改革本部決定) (抄)

1. 地域ごとのプラットフォームの形成・活用

(1) 都道府県レベルのプラットフォームを活用した社会機運の醸成【新規】

都道府県労働局、都道府県、市町村、各省地方機関、ポリテクセンター、経済団体、(人手不足)業界団体、金融機関等からなる、各界一体となって就職氷河期世代の活躍の促進を図る都道府県レベルのプラットフォームを構築し、

- ・都道府県ごとの事業実施計画・KPIの設定・進捗管理
- ・就職氷河期世代に対する採用・処遇改善や社会参加への支援に関する機運醸成
- ・行政支援策等の周知
- ・経済団体から参加企業に対する、就職氷河期世代を対象とした求人募集や就職面接会等への積極的参加の呼びかけ等の取組を実施する。

(2) 福祉と就労をつなぐ地域レベルのプラットフォームの整備による就職・社会参加の実現【新規】

自立相談支援機関、地域若者サポートステーション(サポステ)、ハローワーク、経済団体、ひきこもり地域支援センター、ひきこもり家族会等からなる市町村レベルのプラットフォームを整備し、

- ・地域支援協議会の運営
 - ・地域資源やニーズの把握
 - ・関係機関の相互リファーによる対象者の適切な支援への誘導
- 等により、福祉と就職を切れ目なくつなぎ、支援対象者の就職・社会参加を実現する。その際、職場見学、職場実習等の円滑な実施に向けた中小企業等の協力が得られるよう、配慮する。

2. 就職氷河期世代、一人ひとりにつながる積極的な広報【新規】

(中略) 御本人や、その御家族、関係者に対して、「安定就職・社会参加の途を社会全体で用意・応援しています。」ということを効果的に伝えるため、関係省庁・経済団体との連携、地域ごとのプラットフォームの活用などのあらゆるルートを通じた戦略的な広報を展開する。

3. 対象者の個別の状況に応じたきめ細やかな各種事業の展開等

就職氷河期世代には、就業状態等に応じ、①不安定な就労状態にある方、②長期にわたり無業の状態にある方、③社会参加に向けた支援を必要とする方等がいるが、就職や社会参加に向け抱える課題は、極めて個別的で多様である。このことを前提に、上記2の広報活動等により活用可能な支援メニューを発信し、1(2)のプラットフォームの下で、課題・支援ニーズの的確な見立てや、ふさわしいプログラムに誘導するアウトリーチ型の支援体制を整備した上で、以下の支援プログラムを効果的、きめ細かく組み合わせ、展開を図る。

- ・【安定就職に向けた支援プログラム(不安定な就労状態にある方などの活用を想定)】
- ・【就職実現に向けた基盤整備に資するプログラム(長期にわたり無業の状態にある方などの活用を想定)】
- ・【社会参加実現に向けたプログラム】

都道府県別・就職氷河期活躍支援プログラム 対象者数推計表

就職氷河期世代活躍支援プログラムでは、主な支援対象者層として、

- ① 不安定な就労状態にある方（不本意ながら非正規雇用で働く方）
- ② 長期にわたり無業の状態にある方
- ③ 社会参加に向けた支援を必要とする方

を位置づけている。各層の相互の関係と、規模感を整理すると下図のようになり、全体数として、100万人程度（①50万+②40万+③のうち②と重複しない者）の規模と見込んでいる。

【35～44歳の人口・就業構造（平成30年労働力調査）】

人口 … 1, 6 8 9 万人	労働力人口 1,469万人	就業者 1,436万人	①不安定な就労状態にある方 【約50万人】	完全失業者 33万人
	非労働力人口 219万人	②長期にわたり無業の状態にある方 【約40万人】		③社会参加に向けた支援を必要とする方 【計測困難】
		通学2万人	家事従事者177万人	

プログラムに盛り込まれた各種施策の実施は、各都道府県に置かれるプラットフォームを中心に、毎年、施策の検証等を実施していくことになるため、支援対象者の人数についても、都道府県ごとの把握が必要になる。

その際、令和元年8月30日付職発0830第6号、雇均発0830第4号、社援発0830第5号及び開発0830第1号「就職氷河期世代活躍支援に係る令和2年度予算概算要求等のとりまとめについて」において示した「労働力調査（総務省）」の数値を活用することが考えられる。

さらに、5年に一度実施している「就業構造基本統計調査（2017年）（総務省）」を活用し、都道府県ごとの①及び②のデータを整理したので、ご活用いただきたい。

各都道府県労働局・各都道府県におかれては、これらを参考に、都道府県事業計画の策定や施策の検証等に取り組んでいただきたい。

また、これらはいくまで全体の推計値であるため、ハローワークの求職者数や就職実績、各都道府県が独自で集計しているデータ等の各種指標も活用していただきたい。

なお、③については、いわゆるひきこもりの方を中心とする社会参加に向けた支援を必要とする方は、調

査対象としたときに調査票回収率が悪く、統計バイアスが係りやすくなってしまうこと、支援対象者個人ごとに抱える事情や状態が異なり、必ずしも就労に向かうことが本人にとって望ましいとは限らず、就労支援の対象として数量的にとらえることにそもそもなじまないことから推計対象としていない。これらの方の実態については、自治体が実際に調査を行った事例を厚生労働省でとりまとめ公表している (https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/hikikomori/index.html) ので、こうした事例を参考に対象者の実情を把握されたい。

(単位：人)

		35～44 歳人口	不安定な就労状態にある方	人口比	長期にわたり無業の状態にある方	人口比
0	全国	17,306,000	541700	3.1%	391660	2.3%
1	北海道	690,700	23300	3.4%	18493	2.7%
2	青森県	155,200	6200	4.0%	4855	3.1%
3	岩手県	154,300	6200	4.0%	3498	2.3%
4	宮城県	314,800	10800	3.4%	7437	2.4%
5	秋田県	115,900	5200	4.5%	2733	2.4%
6	山形県	133,400	4600	3.4%	1898	1.4%
7	福島県	232,700	7900	3.4%	7784	3.3%
8	茨城県	387,100	15100	3.9%	8623	2.2%
9	栃木県	271,400	10200	3.8%	8935	3.3%
10	群馬県	261,200	8000	3.1%	4197	1.6%
11	埼玉県	1,046,400	30000	2.9%	18322	1.8%
12	千葉県	881,100	32000	3.6%	23905	2.7%
13	東京都	2,162,900	62500	2.9%	41705	1.9%
14	神奈川県	1,342,900	39000	2.9%	26952	2.0%
15	新潟県	287,600	10000	3.5%	4932	1.7%
16	富山県	138,500	2500	1.8%	3156	2.3%
17	石川県	153,000	5000	3.3%	3507	2.3%
18	福井県	98,300	2800	2.8%	1545	1.6%
19	山梨県	100,800	3700	3.7%	1379	1.4%
20	長野県	265,400	8400	3.2%	4077	1.5%
21	岐阜県	260,100	5000	1.9%	6754	2.6%
22	静岡県	486,500	16700	3.4%	8959	1.8%
23	愛知県	1,084,500	32100	3.0%	23226	2.1%

資料出所：総務省「就業構造基本統計調査（2017年）」

JILPT「若年者の就業状況・キャリア・職業能力開発の現状③」

- 「不安定な就労状態にある方」：現在非正規雇用で働いており、かつ、現在の雇用形態に就いている理由について「主に正規の職員・従業員の仕事がないから」と答えた者
- 「長期にわたり無業の状態にある方」：無業者のうち求職活動をしていない者で、卒業者かつ通学していず、配偶者なしで家事を行っていない者。就業構造基本統計調査の公表値ではないため、JILPTが特別集計したデータを利用している。

(単位：人)

		35～44 歳人口	不安定な就労状態にある方	人口比	長期にわたり無業の状態にある方	人口比
24	三重県	235,300	7400	3.1%	3535	1.5%
25	滋賀県	197,900	5900	3.0%	2641	1.3%
26	京都府	344,000	10800	3.1%	7943	2.3%
27	大阪府	1,220,900	36600	3.0%	37103	3.0%
28	兵庫県	736,700	22700	3.1%	19620	2.7%
29	奈良県	167,600	4000	2.4%	2712	1.6%
30	和歌山県	113,400	3000	2.6%	2645	2.3%
31	鳥取県	70,900	3000	4.2%	1053	1.5%
32	島根県	81,800	2600	3.2%	1900	2.3%
33	岡山県	245,700	7000	2.8%	4335	1.8%
34	広島県	377,800	8400	2.2%	6727	1.8%
35	山口県	167,700	3700	2.2%	3399	2.0%
36	徳島県	92,000	2000	2.2%	2797	3.0%
37	香川県	126,500	3300	2.6%	2083	1.6%
38	愛媛県	170,600	4700	2.8%	4105	2.4%
39	高知県	87,600	3500	4.0%	1703	1.9%
40	福岡県	697,900	26600	3.8%	21525	3.1%
41	佐賀県	101,500	4400	4.3%	2009	2.0%
42	長崎県	158,400	5300	3.3%	4257	2.7%
43	熊本県	216,200	6900	3.2%	4948	2.3%
44	大分県	143,600	4500	3.1%	3647	2.5%
45	宮崎県	133,400	4400	3.3%	2367	1.8%
46	鹿児島県	193,300	5100	2.6%	4199	2.2%
47	沖縄県	200,000	8400	4.2%	5450	2.7%

資料出所：総務省「就業構造基本統計調査（2017年）」

JILPT「若年者の就業状況・キャリア・職業能力開発の現状③」

- 「不安定な就労状態にある方」：現在非正規雇用で働いており、かつ、現在の雇用形態に就いている理由について「主に正規の職員・従業員の仕事がないから」と答えた者
- 「長期にわたり無業の状態にある方」：無業者のうち求職活動をしていない者で、卒業者かつ通学していず、配偶者なしで家事を行っていない者。就業構造基本統計調査の公表値ではないため、JILPTが特別集計したデータを利用している。